

鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給要綱を次のように定める。

令和5年5月15日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第79号

鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和5年4月10日付けこ支家第14号こども家庭庁支援局長通知別紙）に基づき食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）に支給する鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）（以下「ひとり親世帯以外給付金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 市長は、対象児童（次条に規定する児童をいう。）を養育する者であって、次のいずれかに該当するもの（以下「支給対象者」という。）に対し、ひとり親世帯以外給付金を支給するものとする。

- （1） 旧鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給要綱（令和4年鴨川市告示第120号。以下「令和4年度給付金実施要綱」という。）に基づいて令和4年度に支給された給付金（以下「令和4年度給付金」という。）の支給対象となった者（以下「令和4年度給付金支給対象者」という。）
 - （2） 令和4年度給付金支給対象者以外の者で次条に規定する対象児童（ひとり親世帯以外給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育するものであって、別表に規定する所得要件に該当するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、支給対象者がひとり親世帯以外給付金が支給されるまでの間に次に掲げる事由に該当することとなった場合は、ひとり親世帯以外給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係るひとり親世帯以外給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給するものとする。ただし、当該者に対してひとり親世帯以外給付金が支給されている場合は、この限りでない。
- （1） 令和4年度給付金支給対象者のうち令和4年度給付金実施要綱第2条第2項第1号に掲げる児童手当等受給・非課税者が令和4年4月1日以後に死亡した場合
 - （2） 令和4年度給付金支給対象者のうち令和4年度給付金実施要綱第2条第2項第2号に掲げる新規児童手当等受給・非課税者が支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
 - （3） その他の支給対象者がひとり親世帯以外給付金の支給の申請後、当該者に対するひとり親世帯以外給付金の支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者には、ひとり親世帯以外給付金を支給しな

い。

- (1) 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 4 条第 1 項第 4 号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者
- (2) 法人（前号に掲げる者を除く。）
（対象児童）

第 3 条 ひとり親世帯以外給付金の対象とする児童（以下「対象児童」という。）は、平成 16 年 4 月 2 日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）別表第 3 に掲げる程度の障害の状態にあり、特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている児童については、平成 14 年 4 月 2 日）から令和 6 年 2 月 29 日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有する児童又は児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）第 1 条に規定する理由により日本国内に住所を有しない児童に限る。）とする。ただし、次に掲げる児童を除く。

- (1) 鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要綱（令和 5 年鴨川市告示第 78 号）第 2 条の規定に基づいて支給される給付金（以下「ひとり親世帯給付金」という。）の算定の基礎とされた児童
- (2) 既にこの告示に基づいて支給されるひとり親世帯以外給付金の算定の基礎とされた児童
- (3) 他の地方公共団体から支給を受けるひとり親世帯給付金又はひとり親世帯以外給付金に相当する給付金の算定の基礎とされた児童
（ひとり親世帯以外給付金の支給額）

第 4 条 ひとり親世帯以外給付金の額は、支給対象者が養育する対象児童 1 人につき 5 万円とする。

（市長がひとり親世帯以外給付金を支給する支給対象者の範囲）

第 5 条 市長がひとり親世帯以外給付金を支給する支給対象者の範囲は、次に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当する場合とする。

- (1) 令和 4 年度給付金支給対象者 令和 4 年度給付金に係る支給事務（令和 4 年度給付金実施要綱第 6 条第 2 項に規定するひとり親世帯以外給付金の支給の拒否に係る届出の受理を含む。）を行った場合
- (2) その他の支給対象者（前号に掲げる者以外の支給対象者をいう。以下同じ。）
申請時に市内に住所を有する場合
（申請不要のひとり親世帯以外給付金の支給）

第 6 条 市長は、令和 4 年度給付金支給対象者に対し、ひとり親世帯以外給付金の支給の申込みを行うものとする。

- 2 令和 4 年度給付金支給対象者は、ひとり親世帯以外給付金の支給を拒否する場合は、市長が別に定める日までに、鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）受給拒否の届出書（別記第 1 号様式）により市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出のない令和 4 年度給付金支給対象者について、ひとり親世帯以外給付金の支給を決定し、当該者にひとり親世帯以外給付金を支給するものとする。

- 4 令和4年度給付金支給対象者に係るひとり親世帯以外給付金の支給は、令和4年度給付金の振込時における指定口座（ひとり親世帯以外給付金の支給の決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座）に振り込む方法により行うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、同項に規定する方法によることによりひとり親世帯以外給付金の支給に支障が生じるおそれがあると市長が認める場合のひとり親世帯以外給付金の支給は、当該者が指定する当該者の口座に振り込む方法により行うものとする。この場合において、当該者は、市長が別に定める日までに、鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給口座登録等の届出書（別記第2号様式）により市長に届け出なければならない。
- 6 前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する方法によることによりひとり親世帯以外給付金の支給に支障が生じるおそれがあると市長が認める場合のひとり親世帯以外給付金の支給は、現金を交付することにより支給する方法により行うものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

（申請によるひとり親世帯以外給付金の支給）

第7条 その他の支給対象者は、ひとり親世帯以外給付金の支給を受けようとするときは、令和6年2月29日までに、鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）申請書（請求書）（別記第3号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請のあったその他の支給対象者について、申請の内容を確認の上、ひとり親世帯以外給付金の支給を決定し、当該者にひとり親世帯以外給付金を支給するものとする。
- 3 その他の支給対象者に係るひとり親世帯以外給付金の支給は、第1項の申請書に記載された当該者の口座に振り込む方法により行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する方法によることによりひとり親世帯以外給付金の支給に支障が生じるおそれがあると市長が認めるその他の支給対象者に係るひとり親世帯以外給付金の支給は、現金を交付することにより支給する方法により行うものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させる等により、その他の支給対象者の本人確認を行うものとする。
- 6 市長は、第2項の規定により申請の内容を確認するために必要があると認めるときは、その他の支給対象者に、次に掲げる書面のうち必要と認めるものを提出させ、当該者が支給対象者であることの確認を行うものとする。

（1） 戸籍謄本

（2） 簡易な収入見込額の申立書【家計急変者】（別記第4号様式）

（3） 簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】（別記第5号様式）

（ひとり親世帯以外給付金の支給等に関する周知）

第8条 市長は、ひとり親世帯以外給付金に係る支給対象者及び対象児童の要件、支給に係る手続その他必要と認める事項について、広報紙への掲載その他の方法により市民に周知させるものとする。

(支給が行えない場合の取扱い)

第9条 市長は、令和4年度給付金支給対象者に係るひとり親世帯以外給付金の支給が第6条第4項から第6項までに規定する方法により行えない場合又はその他の支給対象者に係るひとり親世帯以外給付金の支給が第7条第3項若しくは第4項に規定する方法により行えない場合は、当該者に対し、当該ひとり親世帯以外給付金に係る申請書、届出書等の補正を求めるものとする。

2 前項の場合において、市長が補正を求めてもなお、当該ひとり親世帯以外給付金に係る申請書、届出書等の補正が行われない場合その他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和6年3月31日（第6条第4項に規定する方法による場合にあっては、同日又は市長が補正を求めた日の翌日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日）までにひとり親世帯以外給付金の支給が行えないときは、当該者がひとり親世帯以外給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(ひとり親世帯以外給付金の返還)

第10条 市長は、ひとり親世帯以外給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段によりひとり親世帯以外給付金の支給を受けた者に対し、支給したひとり親世帯以外給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡の禁止等)

第11条 ひとり親世帯以外給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、ひとり親世帯以外給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

所得要件

令和5年1月以後の家計急変者

主として生計を維持している者であつて、第2条第2項第1号に該当する者以外のもののうち、食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以後に家計が急変し、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が課され

ない水準に相当する額以下である者をいう。)

別 記

第1号様式（第6条関係）

鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
（ひとり親世帯以外の世帯分）受給拒否の届出書

（宛て）

鴨川市長

- 1 私は、「鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2 本届出により、「鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____ ㊞

※署名又は記名押印

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の世帯分) 支給口座登録等の届出書

(宛て)
鴨川市長

年 月 日

1. 届出者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
印		年 月 日	電話 ()

* 記名押印に代えて署名することができます。

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座（児童手当、特別児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。）

☐ ア 指定の金融機関口座（1. の届出者の口座とします。）への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください）。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義（フリガナのみ）
金融機関コード	1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

☐ イ 窓口での現金支給を希望
※金融機関の口座が開設できない方等、どうしても口座による受け取りができない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】（チェック欄（□）に『レ』を記入してください。）

☐ 市長が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月31日までに、市長が振込みを完了できないときは、鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）が支給されないことに同意します。

提出書類

☐ 『鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）支給口座登録等の届出書』（本書）
※必要事項をご記入ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し』（※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。）
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し

☐ 『届出者本人確認書類の写し』
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

- 7 -

鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
（ひとり親世帯以外の世帯分）申請書（請求書）

(宛て)
鴨川市長

3ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者、配偶者等

記入日	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
⑤		年 月 日	電話 ()
令和5年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合)	令和5年3月31日時点の住所 (現住所と異なる場合)	申請者の個人番号(マイナンバー) (12桁)	
配偶者等氏名	同居・別居 の別	別居の場合は住所を記載	配偶者等の個人番号(マイナンバー) (12桁)
	同居・別居		

*自署（本人が手書きで記入）した場合は、押印は必要ありません。

- （注1）配偶者等の欄は、2人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。
- （注2）配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所、マイナンバーを別紙で提出してください。

2. 支給要件

次の（1）及び（2）のそれぞれについて該当する項目のチェック欄（□）に『レ』を記入してください。

(1) 養育要件

□	① 児童手当対象児童を養育【公務員以外】
□	① 〃 【公務員】
□	② 特別児童扶養手当対象児童を養育
□	③ 中学校修了後（15歳年度末）から18歳年度末までの児童を養育

(2) 所得要件

□	① 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税
□	② ①以外の家計急変（※）

（※）家計急変とは、1年間の収入見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である場合をいいます。

3. 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、申請時点の状況を表Aに記入してください。

ただし、以下の場合は、それぞれの時点の状況を記入してください。

- ① 4月以降に新たに児童手当・特別児童扶養手当の支給対象となった児童については、児童手当等の認定請求時点の状況
- ② その他、4月1日以降に給付金の支給要件を満たすこととなった児童については、申請時点の状況
- ③ 家計急変の場合は申請時点の状況

また、既に鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）並びに鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）及び他の地方公共団体から同給付金の全部若しくは一部に相当するものの給付金を受給したことがある場合は、表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

	(フリガナ)	関係性	性別	生年月日	同居・別居の別	住所 (別居の場合)	監護の有無	生計関係	児手対象児童 (申請中含む)	特児扶対象児童 (申請中含む)
	氏名									
1				年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持		
2				年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持		
3				年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持		
4				年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持		
5				年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持		

※「関係性」の欄は、申請者と児童の関係性について次の記号を記入してください。また、必要な書類を提出してください。

①父母 → 別居する児童を監護している場合は、別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かる資料（児童の世帯の住民票など）

②未成年後見人 → 未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本等、対象児童の実親の状況（氏名、存否、住所）が分かる資料（様式自由）

③その他養育者 → 対象児童の実親の状況（氏名、存否、住所）が分かる資料（様式自由）

④里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類

※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。

1）「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。

2）「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。

※「児手対象児童（申請中含む）」、「特児扶対象児童（申請中含む）」欄は、対象児童が児童手当、特児扶の支給対象者である（含申請中）場合に○を記入してください。

表B 重複支給の確認等のため、既に給付金を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。
(以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません)

	氏名		氏名		氏名
1		2		3	

4. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。

※申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律5万円となります。（例）対象児童数3人の場合：5万円 × 3人 = 15万円

5. 受取方法（希望する受取方法のチェック欄（□）に『レ』を入れて、必要事項を記入してください。）

- ☐ ア 世帯主（申請者）名義の公金受取口座への振込みを希望
- ※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ☐ イ 指定の金融機関口座（1. の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望
- ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください）。

【受取口座記入欄】

金融機関名				支店名			分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)						口座名義（フリガナのみ）	
				1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連			1普通 2当座							※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。	
金融機関コード				4. 信連											
				支店コード											

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- ☐ イ 窓口での現金支給を希望
- ※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

(公務員の方のみ) ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

上記の申請・請求者は、上記（3．表A） 人の対象児童に係る

であることについて証明します。

年 月 日

証明者

証明事務担当
担当課（室）・担当係
電話番号

【誓約・同意事項】（各項目のチェック欄（□）に『レ』を記入してください。）

- ☐ 鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）（以下「ひとり親世帯以外給付金」という。）の支給要件に該当します。
- ☐ ひとり親世帯以外給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料を他の行政機関等に求め、又は提供することに同意します。
- ☐ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ☐ この申請書は、市において支給決定をした後は、ひとり親世帯以外給付金の請求書として取り扱います。
- ☐ 市長が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月31日までに、市長が支給を完了できない場合に、ひとり親世帯以外給付金が支給されないことに同意します。
- ☐ ひとり親世帯以外給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合又はひとり親世帯以外給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、ひとり親世帯以外給付金を返還します。
- ☐ 同一児童について、鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）及びひとり親世帯以外給付金並びに他の地方公共団体から支給されるこれらの給付金に相当するものの給付金を受給済みではありません（受給していた場合には、ひとり親世帯以外給付金を返還します。）。

提出書類

- ☐ 『鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）申請書（請求書）』（本書）
※必要事項を記入してください。
- ☐ 『申請者・請求者本人確認書類の写し』
※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し
- ☐ 『申請・請求者の世帯の状況、表Aの児童との関係性を確認できる書類の写し』
※申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写しをご用意ください。
※表Aの児童との関係性を確認できる資料（表Aの「関係性①～④」の確認に必要な書類をご用意ください。）
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し』（※「5．受取方法」で「イ」を選択した場合に限る。）
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し
- ☐ 別記第4号様式、別記第5号様式のうち市長が必要があると認める書類
※支給要件が「（2）所得要件②家計急変」の場合、申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入に係る経費の金額の分かる書類を添付してください。

簡易な収入見込額の申立書【家計急変者】（ひとり親世帯以外の世帯用）

○「鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）申請書」と一緒にご提出ください。下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

①下記チェック欄（□）に『レ』を記入してください。

☐ 食費等の物価高騰の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。
※申請者（③-1、③-2で収入が高い方）が食費等の物価高騰の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月										注意事項
収入	給与収入【A】								円	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】								円	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】								円	※公的年金収入（非課税除く。）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】									円	※【A】～【C】の収入額の合計額を記入してください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

↓ × 1 2

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）									円	
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

②-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月（基本的に②申請者と同じ「年月」としててください）										注意事項
収入	給与収入【A】								円	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】								円	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】								円	※公的年金収入（非課税除く。）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】									円	※【A】～【C】の収入額の合計額を記入してください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

↓ × 1 2

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）									円	
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

④ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より多いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額									円	
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

※ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より多いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。
※ 限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。
※ 申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税収入限度額は204万3,000円としてください。
※ 給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫（婦）子1人	137万8,000円
3人（例）夫婦子1人	168万円
4人（例）夫婦子2人	209万7,000円
5人（例）夫婦子3人	249万7,000円
6人（例）夫婦子4人	289万7,000円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。
・申請者本人
・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
・扶養親族（16歳未満の者を含む。）

→【要件2】申請者について、③-1 年間収入見込額が ④非課税相当収入限度額以下であること。
※【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】（別記第5号様式）」の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『レ』を入れていただき、氏名を記入してください。）

- ☐ 【要件】に該当します。 ☐ 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
（注）収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- ☐ 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- ☐ 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名 _____ ㊟（※）

配偶者等氏名 _____ ㊟（※）

※自署（本人が手書きで記入）した場合は、押印は必要ありません。

簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】（ひとり親世帯以外の世帯用）

○「鴨川市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）申請書」と一緒にご提出ください。下記にある【要件 1】及び【要件 2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

①下記チェック欄（□）に『レ』を記入してください。

□ 食費等の物価高騰の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（（5）で所得が高い方）が食費等の物価高騰の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

※（5）の所得比較の結果、令和 4 年度分の市町村民税均等割が課税のため給付金の支給対象とならなかった者（児童手当等の受給者や中学校修了以降の児童の養育者のうち主たる生計維持者）の方が所得が低く、その配偶者等の方が所得が高いため申請者となる場合は、家計として、申請者（児童手当受給者等の配偶者等）又はその配偶者等（児童手当受給者等）のうち少なくとも一方が食費等の物価高騰の影響により収入が減少していれば「要件 1」に該当することとなります。

②-1 申請者の令和 5 年 1 月以降の任意の月の収入（1 か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月										注意事項
収入	給与収入【A】								円	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】								円	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】								円	※公的年金収入（非課税除く。）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】									円	※【A】～【C】の収入額の合計額を記入してください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

× 1 2

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）									円	
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

②-2 配偶者等の令和 5 年 1 月以降の任意の月の収入（1 か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月（基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）										注意事項
収入	給与収入【A】								円	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】								円	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】								円	※公的年金収入（非課税除く。）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】									円	※【A】～【C】の収入額の合計額を記入してください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

× 1 2

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）									円	
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

（参考：非課税相当収入限度額）

＜早見表＞

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2 人（例）夫（婦）子 1 人	1 3 7 万 8, 0 0 0 円
3 人（例）夫婦子 1 人	1 6 8 万円
4 人（例）夫婦子 2 人	2 0 9 万 7, 0 0 0 円
5 人（例）夫婦子 3 人	2 4 9 万 7, 0 0 0 円
6 人（例）夫婦子 4 人	2 8 9 万 7, 0 0 0 円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。
・申請者本人
・同一生計配偶者（収入金額 1 0 3 万円以下の者）
・扶養親族（16歳未満の者を含む。）

